

<p>随意契約の状況</p>	<p style="text-align: right;">所管 住民生活課</p> <p style="text-align: right;">執行 令和元年7月19日</p>
<p>事業名</p>	<p>八雲町プレミアム付商品券発行等運営業務</p>
<p>契約業者名</p>	<p>北海道二海郡八雲町本町110番地1 八雲商工会 会長 服部 雅彦</p>
<p>契約金額 (上限額)</p>	<p>9,047,500円(消費税及び地方消費税を含む) ※事業完了後、上記金額と本件業務に要した実経費のいずれか低い額により契約変更を行う。(業務委託契約書第12条第2項)。</p>
<p>事業概要</p>	<p>八雲町プレミアム付商品券の販売及び換金業務等</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和元年7月19日～令和2年3月25日</p>
<p>随意契約とした理由</p>	<p>上記業者は、当該事業の性質及び過去に町が実施した類似事業における実績を考慮した際に、本事業の円滑な実施が可能と認められるため。 よって、地方自治法施行令167条の2第1項第6号及び、八雲町財務規則140条第2項第1号の規定により、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約をおこなったもの。</p>